平成22年度「やまがたふるさと食品コンクール」開催要領

1 目 的

農林水産業と食品製造業等との連携を図り、消費者の多様なニーズに対応した新たな価値を備えた商品開発を促進するため、本県産の農林水産物を主な原料として製造された食品の優良事例を顕彰し、本県の特性を生かした「食」を起点とした新たな産業群の創出に向けた取組みを進めていく。

2 主 催 やまがた食産業クラスター協議会

3 共 催 山 形 県

4 審 査 会 平成22年9月9日(木)

5 審査会場霞城セントラル(山形市城南町一丁目1-1)4階ヘルシークッキングルーム

6 募 集

(1) 応募資格者

県内の食品製造業を営む者(農産加工事業者を含む)/ 中小企業等協同組合 / 商工組合 / 商工会連合会 / 水産加工業協同組合 / 水産加工業協同組合連合会 / 農業協同組合 / 森林組合等

(2) 応募対象食品(1応募資格者あたり3点以内)

平成19年4月以降に製品化された加工食品で(当該コンクール、優良ふるさと食品中央コンクールで入賞した物を除く)、以下の項目のいずれかに該当するもの。

- ①県産農林水産物を主原料とした新製品の開発を行い、製造・加工を行ったもの (海洋の水産物については県内漁港で水揚げされたものを主原料としたものとする)
- ②新技術の開発もしくは実用化をおこなったもの
- ③県産農林水産物を主原料としており、原料調達の面で地域の発展・活性化に功績のあったもの (海洋の水産物については県内漁港で水揚げされたものを主原料としたものとする)
- (3) 募集部門
 - ①調理・惣菜加工部門 ②菓子・飲料部門 (詳細は別紙応募申請の出品区分一覧表参照)
- (4) 応募·審査料

無料

7 応募方法

「やまがたふるさと食品コンクール応募申請書」(別紙)に必要事項を記入の上、必要書類を添付して 平成22年8月20日(金)までに下記の申込先へ送付する。

【申し込み・問い合わせ先】

〒990-0041 山形市緑町1丁目9番30号 やまがた食産業クラスター協議会 蔵増

TEL 023-679-5081 FAX 023-679-5082

〒990-8570 山形市松波 2 丁目 8 番 1 号 山形県農林水産部新農業推進課 高瀬

TEL 023-630-3069 FAX 023-630-2431

8 商品搬入 (詳細については、応募者に対して別途連絡)

- (1) 搬入は9月9日(木)9:30~10:00に実施する
- (2) 申込み商品については以下のとおり準備する。
 - ①展示評価用:1個以上(包装等が未開封で、食品表示がはっきりと見える状態のもの)
 - ②試食評価用:10名分程度(審査委員等が試食できる状態にしたもの)
- (3) 搬入された応募食品は審査終了後に主催者において処分する。

9 審査概要

(1) 審查方法

学識経験者等により構成する「やまがたふるさと食品コンクール審査委員会」を設置し、委員会における書類及び試食による審査、協議の結果を踏まえて部門ごとに入賞商品を決定する。

- (2) 審查基準
 - ・原料調達等の面で地域の発展・活性化に功績があるもの
 - ・先端的技術等の使用により地域農林水産業の生産等に大きな影響を与えているもの
 - ・優れた新技術により開発されたもの
 - ・商品開発後、当該商品の販売量・販売額が伸びているもの
 - ・原料の加工利用法、開発商品の商品特性等が特に優れているもの
 - ・表示・価格の適正なもの及び包装、包装デザイン等の優れているもの
- (3) 審査委員(予定)

山形大学/㈱大沼/㈱藤崎/㈱ヨークベニマル/山形県生活環境部危機管理・くらし安全局食品安全対策課/山形県工業技術センター/山形県立農業大学校/山形県農業総合研究センター/

(4) 審査日時 平成22年9月9日 (木) 10:00~15:00 (予定)

10 表 彰

各部門で評価の高かった商品を優秀賞として選定し、その中で最も優れた商品を最優秀賞とする。 応募商品全てが入賞基準に満たなかった部門は優秀賞該当なしとする。

最優秀賞(山形県知事賞)

1点(優秀賞の中で最も優れた商品)

優秀賞

8点(各部門で評価の高かった商品)

11 入賞特典

入賞者の特典として、以下のとおり入賞賞品の販路開拓を支援する。

- (1) 最優秀賞・・・財団法人食品産業センターが開催する「平成22年度優良ふるさと食品中央コンクール」への推薦、おいしい山形・食材王国みやぎビジネス商談会(1月予定)への無料出展
- (2)優秀賞・・・入賞商品PRちらしへの掲載及び県関係機関等への配布、各種広報誌等でのPR

12 その他

- (1) 応募・審査料は無料とする。ただし、審査会で使用する商品及び入賞商品の各種広報誌等でのP Rに必要な商品提供等の経費は応募者・入賞者の負担とする。
- (2) 入賞商品の展示・紹介・パブリシティへの掲載などの権利は、主催者と応募者が共有する。
- (3) 応募件数が50件を超える場合は、事前審査を行う場合もある。

霞城セントラル案内図

